

川崎市告示第164号

指定障害児相談支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第24条の3第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年3月30日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 KAWASAKI 精神保健福祉 事業団	地域相談支援センターかわさき Life	川崎市川崎区新川通 5 - 1 1 金子ビル 7 0 1	障害児相談支援	令和 6 年 3 月 3 1 日	1475000111